

一般事業主行動計画

- 一般事業主行動計画の策定 平成27年7月1日
- 一般事業主行動計画の計画期間 平成27年7月1日～平成30年3月31日
- 行動計画策定指針の事項

《次世代育成支援対策》

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

(育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として)

- ・ 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
- ・ 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

(育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするために管理職に向けた取り組み)

- ・ 女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組

2. 1以外の次世代育成支援対策に関する事項

- ・ 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇用入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進